

札幌市生活環境の確保に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和5年12月12日

札幌市長 秋元 克広

札幌市規則第46号

札幌市生活環境の確保に関する条例施行規則の一部を改正する規則

札幌市生活環境の確保に関する条例施行規則（平成15年規則第4号）の一部を次のように改正する。

- (1) 第12条第1項第2号中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則」を「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則」に改め、同項第3号中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」に、「定める」を「規定する」に改める。
- (2) 様式1から様式3までの規定中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則」を「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。